

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してもした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、プレス工として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日午後1時50分頃、事業場の工場内の作業中、右手に研磨工具を持ち、左手で鋼板を支え加工を行っていたところ、研磨工具がずれ、左手甲側の親指付け根の関節付近に当たり負傷した。請求人は負傷当日、C病院に受診し「左母指挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断され、翌日からD整形外科において加療し、その後、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認めたが、請求人には平成〇年〇月〇日の労災事故による「左足打撲・挫創、外傷性皮神経炎」の治ゆ後に残存する神經障害に対して障害等級第14級と決定した既存障害があり、本件傷病の治ゆ後の残存障害の程度は既存障害を上回らないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請

求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は、今回の左母指の神経麻痺と既存障害の左足打撲による皮神経損傷による知覚麻痺であり、別個の部位に生じた神経障害であって、今回の神経障害については、既存障害とは別個の障害として判断すべきである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件傷病の治ゆ後の残存障害（左手母指の知覚麻痺）の程度は、決定書理由第2の2の(2)のアないしウに説示するとおりであり、当審査会としては、請求人の予診表による訴え及び医証に鑑み、審査官の障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するとの判断は妥当であると判断する。

(3) 一方、請求人には、同第2の2の(2)のエに説示するように、平成〇年〇月〇日に負傷した「左足打撲・挫創、外傷性皮神経炎」の治ゆ後に残存する神経障害に対して障害等級第14級と決定され、同等級に応ずる障害補償給付を支給されていることが認められる。

このように、請求人には既存障害があることが認められ、同第2の2の(2)のエに説示するとおり、労災則第14条第5項において、既に身体障害のあった者が、同一の部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償給付を行うとされているところ、当審査会としても、請求人の場合、既存障害の程度は障害等級第14級であり、新たな残存障害の程度も第14級で

あることから、同一部位に新たな障害が加わったものの、既存障害よりも現存障害が重いものとは認められないことから、加重には該当しないとの審査官の結論は妥当であると判断する。

(4) なお、請求人は、当審査会において過去に取消しとなった裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべき旨主張しているが、加重には該当しない新たな神経障害として、既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。